

富士山の銘水株式会社
代表取締役 栗井 英朗 殿

山梨県知事 後藤 斎

意見提出不要通知書

平成30年10月12日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手續を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	富士山の銘水(株)新工場建設事業
対象事業の種類	宅地の造成の事業
対象事業の規模	51,435.13m ²
対象事業の実施に係る区域の位置	山梨県富士吉田市上吉田字立石4,952-2 他27筆

県民生活部世界遺産富士山課
保全管理担当
TEL 055(223)1330